

00088

總務課長

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサ 定規格 A5 判

昭和十六年三月二十八日

第千二百十九號 金曜日

## 告示

### ◆鳥取縣告示第二百六十五號

昭和十六年四月入學セシムベキ神宮皇學館大學附屬專門部學生ヲ募集セラル應募希望者ハ左記ヲ熟讀ノ上應募セラレタシ  
昭和十六年三月二十八日

鳥取縣知事

試驗期日

八月四日ヨリ施行

八

卒業生資格

國史、國語漢文、數學

大學建學ノ趣旨

1

試驗科目

高等神職ノ資格ヲ附與セラル、ヤウ申請中

2

中等教育無試驗檢定ノ資格ヲ附與セラル等

究メ以テ國家有用ノ人物ヲ練成スルヲ目的トス

二 附屬專門部ノ目的 大學建學ノ趣旨ニ本キ神道ニ關スル專門  
教育ヲナス

九

入學者選拔ニ關スル詳細ハ昭和十六年三月十五日後ノ官報ヲ

三 位 中等教育ノ資格ヲ附與セラル、ヤウ申請中  
以テ廣蓄ス志願者心得書入用ノ者ハ自己ノ住所氏名ヲ明記シ  
參錢切手ヲ貼付シタル封筒ヲ同封ノ上本大學ニ申出ヅベシ

三箇年

入學資格

第一學年約四十名

四 生徒募集期ル者 宇治山田市外神宮皇學館大學內

三月十五日ヨリ三月三十一日迄トス

五 入學資格 中等學校卒業者並ニ之ト同等以上ノ資格ヲ有セ

火金曜日發行（休日ニ當ル）

昭和十六年三月廿九號

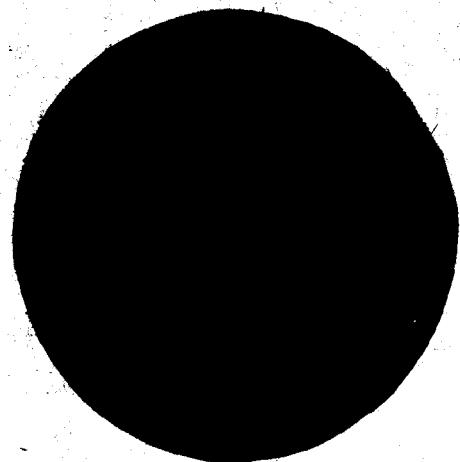
（第三種郵便物認可）

1 每週一回  
2 火金曜日發行  
3 第一千一百一十九號  
4 三月十五日ヨリ三月三十一日迄トス

00089

00090

# 事變特報



集

報

第九十八號

舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

## 大政翼賛會實踐要綱

00091

一、臣道の實踐に挺身す。

即ち、無上絶對普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。

二、大東亞共榮圈の建設に協力す。

即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。

三、翼賛政治體制の建設に協力す。

即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。

四、翼賛經濟體制の建設に協力す。

即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。

五、文化新體制の建設に協力す。

即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。

六、生活新體制の建設に協力す。

即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

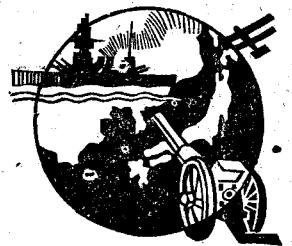
00092

## 目次

一 青年學校義務制の進展	.....(社會教育課) 六頁
一 米穀應急措置法に就て	.....(農務課) 八頁
一 臨時軍事費	.....(振興課) 〇頁
一 鳥取縣食糧增產指導計畫	.....(農務課) 三頁
一 昭和十六年度米穀增產督勵行事日程	.....(同) 四頁
一 米麥增產計畫參考表	.....(同) 六頁
一 青少年學徒の食糧增產運動	.....(社會教育課) 九頁
一 陋習一洗	.....(社會課) 二頁
一 肥料の反應	.....(農務課) 三頁
一 文部省推薦映畫	.....(社會教育課) 四頁

增産よせ愛・產生よせ資源

00093



# 青 年 年 學 校

既に述べた如く、青年教育の重要性はいよいよ甚だしく、この青年教育は、育成の核心である青年学校の教育は義務制の実施と共に躍進的な発達を遂げ、社會一般の認識も一層強くなってきたのであるが、この四月からは本科第一學年、即ち本年三月の高等小學校卒業者が男子は全部義務制となることとなつたので、こゝにその制度の概要、特に義務就學の關係について一般の理解と協力とを得たいと思ふ。

中學國文

衆青年に對する教育機關としては、實業補習學校と青年訓練所とがあつた。實業補習學校は男女青年に對し職業教育と公民教育とを施すことを主眼とし、青年訓練所は男子青年の心身の鍛錬を中心とし、兩々相俟つて青年教育の充實振興に貢獻したのであつたが時代の趨勢に鑑みて兩制度の特質を綜合し、昭和十年四月新たに青年學校の制度が創設されたのである。

00094

項に該當するものである。

- (3) 本科第一學年に入學すべき者、  
本年三月高等小學校第一學年修了又は中等學校第一學年で  
退學した者、  
普通科第二學年に入學すべき者、  
進まない者

本年三月高等小學校を卒業した者で中等學校へ進まない者（詳細は市町村當局に照會のこと）

### △保護者の義務

青年學校に青年を就學させる義務は、これを保護者（親權者）に課せられてゐる。そしてこの義務は、青年が雇傭、出稼等のため、保護者と居住地を異にする場合でも同様である。この場合、青年が郷里を離れる前に必ずその旨を市町村長に通知し、行先の市町村長に青年の氏名及び居所等を届出でなければならない。また上級學校等の中途退學者は、保護者がその旨を市町村長に届出で、直ぐに青年學校に入學させなければならない。

しかし、青年が疾病その他の事由で、事實上青年學校に就學させることが出來ない場合は、就學の免除または猶豫の道が開かれてゐるのであるから、この場合には保護者はその旨市町村長に願ひ出ればよいのである。

△義務就學時數

保護者は青年を青年学校に入學させるとともに、學校で定めた

義務制の實施

青年學校の創設は、一層青年の自覺を促し、社會一般の理解協力を得て極めて急速な發達を見たのであつて、特に今次事變に當つては生徒及び卒業生の戰線銃後における目ざましい活動によつて、更に青年學校教育の眞價は廣く一般の認識するところとなつたが、政府においても未曾有の重大時局に直面し、これが打開のためには全國青年の思想精神を確立し、智能體力の向上を圖つて國民精神の振作、產業の進展、地方更生に寄與すると共に、國防力の根基に培ふことは實に一日も忽せに出來ない施設であるとして、昭和十三年一月、時の近衛内閣により、とりあへず男子青年に對し青年學校教育を義務制とする方針が決定され、昭和十四年四月、改正青年學校令が公布されたのである。

この義務制は、昭和十四年度において先づ普通科第一學年（尋

常科卒業者及同等者入學)にだけ實施され、だんぐり年を追ふて實施の學年を進めて本年四月から、前にもいふやうにいよ／＼青年學校の本體ともいふべき本科の學年に實施されることになつたのである。從來の實績から見ても任意制度の時にくらべてその就學率は非常に向上し、出席率もまた著しく高まつて豫期の成績をあげてゐるのであるが、いよ／＼本科の學年に進むことになると、義務として就學すべき生徒數も極めて多數となり、それら生徒の多くが雇傭、出稼等の關係から轉住するなど就學上種々の困難が伴ふので、この際特に保護者、雇傭主は勿論、社會一般の本制度に対する理解を得たいと思ふ。

日時に出席させることが必要である。

青年学校は男子は普通科二年、本科五年が通例で、その上に研究科が設置されてゐる。その「教授及訓練」科目としては「修身及び公民科」、「普通學科」の「職業科」「教練科」(普通科につては體操科)があり、時數は普通科及び本科第一、第二學年は一ヶ年二百十時以上、本科第三學年以上は一ヶ年百八十時以上になつてゐるが、保護者は、これによつて少くともこの最低時數の教育を受けさせなければならぬことを御了解願ひたいのである。

には、青年學校に就學す

る關係上、保護者のほかに雇傭主の理解と協力とに俟つところが極めて多いのである。勅令にも「義務就學者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ義務就學者ノ義務課程ノ履修ヲ妨グルコトヲ得ズ」と規定され、また青年學校令によつて就學させられる者の就業時間に關する法律には「工場法、鑄業法ニ基キテ設スル命令又ハ商店法中就業時間數ノ制限ニ關スル規定ヲ青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ニシテ十六歳未滿ノモノニ適用スル場合ニ於テハ其ノ者ガ履修スベキ義務課程タル一日ノ教授及訓練時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス」と規定されて居り、これによつて義務就學者の義務課程の履修を一層容易にさせることになつてゐる。しかしながら、本教育の重要性に鑑み、皇國民の鍊成上、法令の有無にかゝらず、雇傭主は保護者に代つて眞に世の親心を持つて青年の勉學を鼓勵されるやうに御願ひしたい。

市町村當局においては、特に義務就學者の調査について遺漏のないため義務就學者名簿を正確に處理してゐるのであつて、即ち

その年の四月一日から翌年三月三十日までの間に満十三歳に達すべき男子青年は、義務就學者として青年學校に入學すべき者であるから、これに對する調査を完全に行ひ、これに基づいて毎年一月末迄に翌年度の義務就學者名簿を編成し（國民學校の學齡簿を代用することを得）そして右の義務就學名簿に未登載の者は遅滞なくその名簿に記入し、また既に名簿に登載してある者が市町外に轉住した場合には、これを名簿から抹消するとともに轉任地の市町村長宛に、義務就學者名簿の謄本、學齡簿を代用した時は青年學校に關する部分の抄本を送付する等の手續を行つてゐるのである。又右の謄本または抄本の送付を受けた市町村長は、送付した市町村長に對し遲滞なく、義務就學者名簿に記入の手續を終了した旨、または本人の來住しない旨を通知するのである。

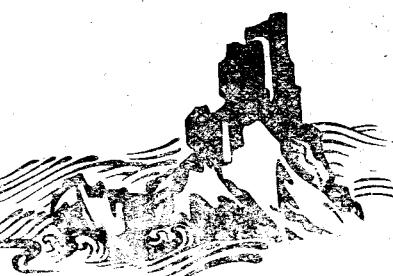
これは、青年の移動が極めて多い事實に照らし、周到な青年の調査と市町村間における確實な聯絡とによって生徒の就學の完璧を期するためである。

また生徒の就學出席の督促についても、市町村長は青年學校長と協力し、また學務委員その他の有力者とよく連絡して、組織的にこれに當ることになつてゐる。

未曾有の重大時局に當面する我が國は、今こそ國の總力を擧げて大東亞新秩序の建設に邁進しなければならない。特に日本の將來を雙肩に背負つて立つ男女青年の任務はいよいよ重く、その教育訓練も心身の鍛錬も今ほど必要な時期はないのである。

## 米穀に就ての急置措置法

井石榮助之長部第一局理管糧食



眞に青年學校の躍進を期する所以である。

00096

00095

「政府は支那事變に關聯して必要とする數量の米を保有するため、米價に惡影響を及ぼすことのない場合に於ては時價に準據した價格で米の買入をなすことが出来る」と云ふ此の二點を內容とするものであつたのであります。

其の後一昨昭和十四年の下半期頃から米穀事情が急變を致して參りました結果、米の問題は全體としての數量、價格の調節と云ふ點を考慮するだけでは不充分となりまして、地方的な米の配給の點にまで立ち入つて統制をすることが必要となつたのであります。

即ち米の產地で必要なる數量の米を政府で買入れて、之を計畫的に消費地方に輸送を致し配給することを實行致さなければならぬ。又は同じ府縣内に於きましても、生産地方から消費都市の方へ米を廻すために政府で配給すると云ふところにまで行くことが必要となつたのであります。

それから一方に又食糧の問題は單に米だけの問題でなくして、麥類其の他の穀物、及び小麦粉等と關聯せしめて處置をして行かねば、米自體の配給も旨く参らないと云ふ現實の事態となつて參つたのであります。

右のやうな事情に應じまして、昨年此の米穀應急措置法の第一回の改正が行はれたのであります。其の改正の要點は、

「政府は米の配給上特に必要がある場合には米穀は勿論其の他の穀類以外の穀物及び穀粉の買入れ賣渡しをなし得る」

「政府は米の配給上特に必要がある場合には米穀は勿論其の他の穀類其の他の穀物、及び小麦粉等と關聯せしめて處置をして行かねば、米自體の配給も旨く参らないと云ふ現實の事態となつて參つたのであります。

買入をも實施致しまして、之等のものゝ配給に努力をして參つたのであります。

爾來一年間、我國の米穀其の他の食糧事情の推移は却々樂觀を許さざるものがありますので、色々な場合を考慮致しまして、食糧の配給に遺憾なき措置を執り得るやう、今般第二回の改正を致すこととに相成つたのであります。それで今回の改正の要點は三つの事項になつて居るのであります。

第一は

「米穀の配給上特に必要のある場合には、從來政府が此の法律に依り買入れ、賣渡しを行つて居りました、米麥類、小麥粉等の外に甘藷、馬鈴薯等の食糧農產物又は麵類等の加工品をも取扱ふ」

ことに致しまして、之等食糧の配給を圓滑にし、事情の推移に對應して必要的措置を執り得るやうに致したことであります。其のために「米穀並に米穀以外の食糧農產物又は麵類等の加工品」とありましたものを「米穀並びに米穀以外の食糧農產物並びに其の加工品」と云ふ風に改めたのであります。

第二は

「此の法律に依る米、麥類及び小麦粉の食糧農產物又は其の加工品の買入れに關する資金の限度を増額」

右の買入れ、賣渡しに關する一切の歲入歲出は需給調節特別會計に屬し、買入代價は證券で支拂ふことになつて居るのであります。が、此の特別會計の負擔となる證券及び買入金の額は合計して

現在では最高十一億五千萬圓なのであります。

ところで、前に申したやうに政府の買入れをなす物資の範囲を擴張し、又米等の買入數量を増加する必要が豫想せられますので、此の資金限度を更に二億五千萬圓増額致しまして、必要に應じて、總額十四億圓までの資金を運用して買入れをなし得ることに改正を致したのであります。

第三は、

「此の法律に依る米の買入れ、賣渡しの實行上米穀統制法第二條の最低價格、最高價格を以て定むる場合に於きましては、必ずしも之を公定することを要しない」

と云ふことに致したことであります。

現在米の價格は、米穀配給統制法と云ふ法律の規定に基いて定期的最低價格、最高價格を勅令を以て定むる場合に於きましては、必ずしも之を公定することを要しない」

と云ふことに致したことであります。

現在米の價格は、米穀配給統制法と云ふ法律の規定に基いて定期的最低價格、最高價格を勅令を以て定むる場合に於きましては、必ずしも之を公定することを要しない」

と云ふことに致したことであります。

現在米の價格は、米穀配給統制法と云ふ法律の規定に基いて定期的最低價格、最高價格を勅令を以て定むる場合に於きましては、必ずしも之を公定することを要しない」

と云ふことに致したのであります。

今回の改正の要點は概略以上の三點であります。此の改正に依りまして、政府は米は勿論米以外の食糧農産物又は其の加工品に付きまして、情勢に應じ大量の買入れ、賣渡しを行ひ得ることとなつたのであります。之に依つて之等食糧の全般に亘り配給

の圓滑を圖り得る途が開かれた譯であります。

右のやうな次第であります。此の米穀の應急措置法の改正の経過は、最近に於ける我國食糧事情の推移に應ずるものであります。此の事情の變化の實體を反映致して居る次第であります。



## 臨時軍事費について

さきに昭和十六年度に於ける豫算についてその大體を記して置いたが、その後決定した臨時軍事費について述べると概要次の通りである。即ち第七十六回帝國議會の協賛を經た臨時軍事費豫算追加額は

臨第一號	十 億 圓
計	四十八億八千萬圓

である。右のうち、臨第一號の追加額は概ね昭和十六年三月頃まで、また臨第二號の追加額は概ね明年一月頃までに必要な作戦部隊鑑船等の維持費、その他事變關係の諸経費を計上せられてゐるものである。

臨時軍事費は支那事變終局までを一會計年度とするものであるが、假に一般會計の年度區分によつてこの追加豫算を區分すれば

臨第一號	十 億 圓
計	五十八億八千萬圓

である。右のうち、臨第一號の追加額は概ね昭和十六年三月頃まで、また臨第二號の追加額は概ね明年一月頃までに必要な作戦部隊鑑船等の維持費、その他事變關係の諸経費を計上せられてゐるものである。

臨時軍事費は支那事變終局までを一會計年度とするものであるが、假に一般會計の年度區分によつてこの追加豫算を區分すれば

海軍省所管	一、五四八、三二三
計	三、二四七、八九一
臨時軍事費	四、八八〇、〇〇〇
合 計	八、一二七、八九一

◆事變以來の臨時軍事費（單位千圓）

昭和十二年八月	一〇、一九八
第七十一議會成立豫算額	五〇七、二〇八

（昭和十二年八月）	二、〇二二、六七一
第七十二議會成立豫算額	二、〇二二、六七一

（昭和十二年九月）	四、八八〇、〇〇〇
第七十三議會成立第一次追加豫算額	四、八五〇、〇〇〇

（昭和十四年三月）	四、六〇五、〇〇〇
第七十四議會成立第二次追加豫算額	四、六〇五、〇〇〇

（昭和十五年三月）	四、四六〇、〇〇〇
第七十五議會成立第三次追加豫算額	四、四六〇、〇〇〇

（昭和十六年二月）	一、〇〇〇、〇〇〇
第七十六議會成立第四次追加豫算額	一、〇〇〇、〇〇〇

（昭和十六年二月）	一、二一、二三五、〇七七
合 計	一、二一、二三五、〇七七

（昭和十六年二月）	一、二一、二三五、〇七七
第七十六議會成立第五次追加豫算額	一、二一、二三五、〇七七

尙参考の爲に昭和十六年度總軍事費、及び事變以來の臨時軍事費をまとめて記すと次の通りである。

◆昭和十六年度總軍事費（單位千圓）

一般會計

陸軍省所管

鳥取縣公報 第千二百一十九號 昭和十六年三月廿八日（第三種郵便物認可）一一

00099



## 鳥取縣食糧增產指導計畫

囑託する

企畫係長 主要食糧主任技師  
企畫係 县廳 肥料主任技師、病害蟲主任技師  
農事試驗場 種藝部主任技師、陸稻試驗地主任  
農會技術員養成所主任技師  
農產物檢查所長

指導班

縣農會主任技師  
縣內關係員、農事試驗場職員、農產物檢查所員、縣農會技術員  
農會技術員養成所主任技師  
農產物檢查所長

指導班  
農事試驗場職員、農產物檢查所員、縣農會技術員  
農會技術員養成所主任技師  
農產物檢查所長

時局の進展と國際情勢の緊迫は益々食糧増產の必要を強化し、現下の國情に於ては食糧増產は大東亜建設國策の完遂に缺くべからざる重大問題となつた。依つて本縣では國家の増產計畫に即應してその増產確保を期するため次の如くその指導要綱を作製し指導綱を編成して官民一致食糧の増産に邁進することとなつた。

即ち農業技術を總動員して縣に「鳥取縣食糧增產指導本部」を設け、又各郡に「郡食糧增產指導部」を、市町村に「市町村食糧增產指導部」を、又各部落には「部落食糧增產挺身隊」を設置して舉縣一致これが目的達成に邁進するものであつて、以下その組織運營並びに指導方法を記せば次の如くである。

### (一) 鳥取縣食糧增產指導本部

組 織  
部 長 經濟部長  
副部長 農務課長、農事試驗場長  
顧 問 縣農會長並に縣内學識經驗ある者より知事之を

1 指導班は部長の指揮を受けて指導の根本的方針を協議決定する。  
2 指導班は六班とし、各班に班長・副班長を置き、縣下を六地區に分けて之を責任區域として増產計畫・耕種改善規準・施肥基準及行事日程等により一ヶ年を通じて一貫指導に當る。

3 病害蟲の發生等特別な事態が發生した場合には、當該班以外の班員であつても最も適任な職員を特派して指導に當らせる。

4 指導班は擔當區の指導部と密接な連絡を保ち、市町村を對象として指導する。

5 各指導班は企畫係の決定した指導要項、督勵要項に基さ

00100

更に其の細目を決定して周到なる指導を加へる。

6 指導班は指導の都度必ず其の結果を詳細に部長、副部長企畫係長に報告し、今後の指導に備へる。

7 各指導班は適時連絡協議會を開催する。

### (二) 郡食糧增產指導部

組 織  
部 長 郡農會長  
副部長 郡農會技術員  
指導班 班員は郡農會技術員、農產物検査所員、篤農家等から部長が任命又は囑託する。

### 運營並に指導方法

1 指導班は之を數區に分ち、各班に班長を置き、適當の町村を分擔して之を分擔地域として一貫指導する。  
2 指導部は縣の指導班と密接な連絡の下に増產計畫、耕種改善規準、施肥基準及び行事日程等に依つて町村を指導する。

### (三) 市町村食糧增產指導部

組 織

部 長 市町村農會長 (農會のない所では市町村長)  
指導部 部員は市町村農會技術員、農產物検査員、青年學校職員、篤農家等から部長が任命又は囑託する。

### 運營並に指導方法

1 指導は農事實行組合等の部落團體を對象として行ふ。  
2 各農家況れなく改善事項の實踐に努めしめる爲、農事實

### 運營方法

1 部落增產挺身隊は市町村の指導部と密接な連絡を保ち、挺身隊長の指揮を受けて自ら實踐垂範の實を擧げ、農家各戸を對象として極力指導に努める。

2 このやうに農業技術を總動員して縣は食糧増產に邁進すると共に、又一方縣廳内に「鳥取縣食糧增產協力會」を設けて食糧增產運動の連絡統制を圖り、これが増產確保に協力せしめることとなつたが、その組織は會長に知事が當り、委員及び幹事は縣職員並に食糧增產に關係のある團體關係者等から知事より囑託し、尙會長に於て必要と認める時は委員幹事以外に食糧に關して識見を有する者の出席を需めて意見を徵することになつてゐて、委員會は毎月一回開催される筈であつて、縣廳以外より囑託されてゐる委員は縣會議長、縣農會長、縣町村長、縣畜產組合聯合會長、縣教育會副會長、縣產業組合聯合會長、縣青少年團長、縣婦人會長、國防





00105

00108

## 青少年學徒の食糧増産運動



## △青少年學徒の勤勞作業

聖戰の完遂、大東亞共榮圈の確立は皇國の使命でありまして、我が國民は渾身の努力を傾けてこの使命達成に邁進してゐるので

を行ふことは大切なことと云はなければなりません。依つて本年二月八日、文部省は農林省と協議の上青少年學從食糧飼料等増產運動實施に關する通牒を發したのでありますが、こ

町村別米穀增産實績

都市別町村數  
二達セザルモニタ  
ニ達セザルモニタ  
過セル市

◆最近九ヶ年收量實績

1955年當初基準(100)の四ヶ年平均は、大體101.100である。

◆昭和十五年度麥類增產計畫

作付計画面積	農林統計ヨル秋蒔作付面積	最近五年反復		生産計画数量
		基準石	増加石	
大麥	反	反	右	反
裸麥	西、六四	三、五九	一、五八	西、五四
小麥	毛、一六	四、七四	五、八〇	四、八〇
計	毛、九三	一	毛、九九	一
備考	一一八三	毛、九三	一二〇一	一二〇一
(一) 春蒔ニヨル作付アル見込ナルヲ以テ農林統計ヨル秋蒔作付面積ヨリモ更ニ増加スル見込ナリ	二五六四	二七、一四	二九、四四	二九、四四
			五、三三	一九、七三
			四、六四	一〇〇、八毛
			一六、〇九	一六、〇九
			一、三三	一、三三
			毛、五五	毛、五五
			一、四五	一、四五

の學生生徒の集團勤労作業運動實施については既に昭和十三年六月に通牒を發してゐる所以あります。しかしてこの集團勤労作業運動の主要目的は學校に於ける實踐的教育訓練にありまして、主眼とする所は概ね次の點にあるのであります。

一 師弟第一體、同僚共勵してその人格的接觸を深めつゝ規律・  
協同・競競等の團体内精神を涵養せしむること。

二 勤勞を愛好し尊重する風を養ふと共に、國家的公

脚的に深からしめること

四、三  
身体を鍛錬し、困苦艱難に耐へる不撓の意志と旺盛なる活動力をとを鍛磨せしめること。  
快活な自然や、國土の中にあつて作業させ、素朴雄健、清明開達な精神を培はせると同時に、譬國以來榮耀に繼承した神聖なる我が國土に對し、一層敬虔の念を深からしめる事。

00107

このやうな意味から今次事變勃發以來學生生徒兒童及び青年團員は、この集團勤勞作業によつて食糧・飼料・木炭等の増産に協力して多大な効果を收めて來たのであります。最近に至つて東亞共榮團確立の爲には國民をして食糧問題に對して不安を起させないことが、根本的要件となり、食糧増産の必要はいよいよ緊迫を加へるに至りましたので、文部省では農林省と協力して青少年學生をこの食糧増産運動に参加せしめることとなつたのであります。

## △増産運動と學業

今回の食糧増産運動の眼目は、時局下の青少年學徒をして身を挺して國策に協力せしめる實踐教育にあるのであります。從つてその意義を徹底させる爲にこの運動に參加することを正課に準じて取扱ふことになつてゐるのであります。この點は學校教育の實踐的發展として劃期的なものであるといへます。

この運動による實施作業の種類は開墾・土地改良・麥刈・田植・摘桑・草刈・除草・麥調製・稻刈・耕耘・堆肥の造成または收穫物及び肥料の運搬等でありまして、食糧並に飼料等の増産を行ふ一方、更に労力不足のために荒廢しようとしてゐる土地または未墾地・休閑地等を活養するにあるのであります。

即ちこれ等の食糧等の増産に關する作業について、關係機關から労力の援助を求める場合には、學校は速かに學徒を動員して所要の勤勞作業に從事させるやうにしなければなりません。それから又、學校は出来るだけ直營の農場を設定し、學徒を動員して食糧増産に從事させるやうに努めなければならぬのであります。尙特に今國の通牒で注意すべきことは、農繁期その他必要な

00108

## 陋習一洗



仕を求める側にあつても、よく本運動の根本趣旨を理解して學徒をしてよくその本分を完うせしめるやう常に適當な配意を行つて、銃後國民としての學徒の指導教化に留意せられたいのであります。

時には授業を廢して百家農業に從事することを認めてゐることであります。

この農業增産運動に對する學徒の參加について最も重要な點は食糧增産の勤勞作業の實施日と學校の授業との關係であります。いふまでもなく成るべく休業日又は放課後の時間を利用すべきであります。但し、必要に應じては授業日とか授業時間を勤勞作業に振り替へて實施することが認められてゐたのであります。

そして正課の授業を廢してこれに充當するのは大体一學年を通じて三十日以内と定められて居ります。この勤勞作業に振替へられた日數又は時間數は、授業したものと見なされることになつてゐるのであります。尤も青年學校生徒が勤勞作業に從事した場合には、授業及び訓練時間數の取扱に關しては特別の通牒があつてゐるので、その方針に基づいて取扱はねばなりません。

尙、別に大日本青年團長に對しても右に述べたと同様の趣旨で食糧増産に寄與するやう通牒が發せられて居ります。

以上が學校に於ける實踐教育の一方法としての集團勤勞作業の精神と、今回の青少年學徒食糧等增産運動實施の概要であります。が、元來文部省がこの運動に對して學徒をして積極的に參加させることにした本義は、教學一体の原理と心身一如の境地とに於てよく知徳・體を鍛磨し、皇國民たるの知行の陶冶を通じて臣道實踐に邁進して、皇國永遠の進展の負荷に堪へる素地を培ふことを大眼目とするものでありますから、關係機關はもとより學生生徒としては、飽くまで右の根本趣旨に從つて、協心戮力、本運動の目的達成に邁進されんことを切望すると共に、又一面この努力奉

## 五箇條御誓文の中に

舊來ノ陋習ヲ破り天地ノ公道ニ基クヘシ

と仰せられてあるのを拜見いたしまして、いよいよ深遠なる大御心に感激いたすのであります。このやうに明治の御代は申すまでもなく大正昭和の御代に於きましても、この御精神によりまして日に月に國の礎を固め、遂に今日のやうな立派な日本にすれども、この立派な日本をこまかく觀察いたしましたとおそれおほいことではあります。が、この御精神がいまだに行き届かないことや誤られてゐる點がありますのはまことに恐懼の至りであります。

五箇條御誓文の中に

萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安シセシム

と、仰せられてあるのを拜見いたしまして、いよいよ深遠なる大御心に感激いたすのであります。このやうに明治の御代は申すまでもなく大正昭和の御代に於きましても、この御精神によりまして日に月に國の礎を固め、遂に今日のやうな立派な日本にすれども、この立派な日本をこまかく觀察いたしましたとおそれおほいことではあります。が、この御精神がいまだに行き届かないことや誤られてゐる點がありますのはまことに恐懼の至りであります。

それまでは皮革に關係する職業についてあたとか、その他つまらぬ理由で封建制度の犠牲となつて差別されてゐた者は、明治のはじめに廢せられました太政官布告によりましてすつかれ解放され、一君萬民の有難い御代になつたのであります。

ところがこの馬鹿げた陋習は、なかなか根強く私どもの頭の奥にひそんでゐて、就職とか、結婚とか、いろいろ社會生活の上に私どもは今日の重大時局下に結ばれました日獨伊三國同盟に際して賜りました 詔書に

00109

つきまとつて國民一體の實をあげる妨げをしてゐるのであります。特に今日世界新秩序建設のために國をあげて聖戰を進めてをりますとき、御勝利のもとに官も民も、老いも若きも男も女も、すべてが一つ心となつて力をあはせてゆかなければならぬときには、あれは何だとか何所の生れだとか、いらぬ詮議だてをして國民一體の結束を妨げるやうなことが少くないといふことはまことに聖慮にそむくことで、國民として申譯ないことあり殘念なことであります。

今や我が國は支那事變が勃發してからもう五年目になり、我が國と志を同じうする獨伊と同盟を結び、八紘一字の肇國の精神に基き世界新秩序建設に向つて邁進してゐるのであります。實に歴史上これほどの重大局面にぶつかつたことはないものであります。これを切りぬけるには、まず國內の新體制を確立し、高度國防國家を建設しなければならないのであります。新體制と申しましても、決して新しいものでもむづかしいものでもありません。國體の本義をよく考へて日本の國民が本來の姿にかへることなのであります。すなはち國民の一人一人が、大御心を奉戴し、日常生活を通じて各其の職域に於いて皇國のために減私奉公することでの國民組織を整へることであります。一億の國民が眞に生きた一體となつて、縦に横に一分のすきもないつながりを以つて、皇國のために御奉公できるやうに國民組織を變へてゆくことあります。大政翼賛運動が發足したのはこの大使命を果すためなのであります。

ところが前に申しましたやうに、御誓文の御精神にそむくやう

な舊來の陋習がのこつてゐて、國民一體の實をあげる妨げをしてゐるのであります。これを考へないならばどんなに形の上だけできれいな國民組織が出來上つてもそれは造花と同じやうなもので香りもなく實も結びません。生命がないからであります。全國民がほんとうに生きた一體となるためには、御誓文の御精神を奉戴して舊來の陋習をすつかり洗ひ落さなければならぬのであります。

今こそ、差別したとかされたとかいふやうな、いまはしい陋習などを考へてゐるときではないのであります。全國民がほんとうに生きた一體となつて、一身の生活も享樂も個人の榮譽も利益もすべて皇國のために捧げなければならぬのであります。高度國防國家體制を整へます上に、われわれの今までの誤った考へ方を改めて、全國民が生きた一體とならなければならぬことをついていろいろ述べてきたのであります。これが東亞共榮閣の基調なのであります。これを忘れたら東亞共榮閣は決して確立されないのであります。

御承知の通り東亞共榮閣内にはいろいろ異つた民族があります。これがお互に理解し、手を握りあつてゆかなかつたならば東亞の安定は望みえないであります。ところが、その中軸をなす我が國民が生きた一體となりえず、今まで通りの自由主義や個人主義にとらはれて自分のことだけを考へたり舊來の陋習にとらはれたりして、同胞同志の間の差別さへとりのけることができないで、どうして東亞を指導してゆくことができせう。東亞諸民族、ひいては世界を指導する地位に立つべき我が國民として、ここに深

00110



く反省するところがなければならないのであります。

私どもは非常なる決意を以つて、こころの奥底から舊來の陋習を洗ひ淨め、一億同胞打つて一丸となり、新體制の確立に突き進み、減私奉公道實踐の實を擧げ、以つて大御心に副ひ奉らなければならぬのであります。

例を示せば次の通りである。

酸性肥料……過磷酸石灰

中性肥料……硫安、硫酸加里、智利硝石

化學的反應は肥料水溶液の反應であるから肥料を配合する上には是非心得て置かねばならない。例へばアンモニア性窒素を含む肥料（例へば硫安）に、化學的鹽基性肥料（例へば木炭）を混合すればアンモニアの揮發を促し、窒素成分を損失するから兩者を配合してはならぬ。又腐熟した人糞尿は炭酸アンモニアを含む鹽基性反應の肥料であるから、アンモニアを空氣中に失ひ易いが、之に酸性肥料の過磷酸石灰を加へると反應が矯正されてアンモニアの揮發を抑制することが出来る。糞渣を堆積貯藏する場合に過磷酸石灰を添加するのも同一の理由に基づくものである。

(2) 生理的反應

硫安、鹽化加里等の化學的中性肥料を土壤に加へるとアンモニア及び加里は土壤膠質物に結合してゐる鹽基と置換する。この場合土壤膠質物から溶液の方に出る鹽基は主として石灰であるが、斯くして石灰は土壤溶液中に飄逐せられ、結局硫酸石灰或は鹽化石灰として地下に流亡する。一方土壤に結合したアンモニア及び加里は作物に吸收せられ、又アンモニアの一部は微生物に依つて硝酸に變化して結局土壤の反應が酸性を呈するに至る。

又作物は肥料中の肥料成分を多量に吸收する。例へば硫安に就てはアンモニアを多量に吸收し、智利硝石に就ては硝酸を多量に肥料を酸性・中性・鹽基性の三種に區別する。今それ等の一、二のを明確に區別して置く必要がある。

(1) 化學的反應

肥料を水に溶解した場合に、その水溶液の化學的反應に依つて

肥料を酸性・中性・鹽基性の三種に區別する。今それ等の一、二のを明確に區別して置く必要がある。

00111

或は又兩方であるかに依つて土壤に及ぼす影響は異なるわけである。斯くの如く肥料は作物の選擇的吸收、土壤の鹽基置換等の作用に依つて土壤の反応に影響を及ぼすものであるが、之を肥料の生理的反應と云ふのである。即ち土壤の反応を酸性化する肥料を生理的酸性肥料、鹽基性化する肥料を生理的鹽基性肥料、土壤の反應に影響を及ぼさない肥料を生理的中性肥料といふ。今二、三の肥料の生理的反應を例示すれば次の如くである。

酸性肥料……硫安、硫酸加里、鹽化加里

中性肥料……硝酸アンモニア、過磷酸石灰

鹽基性肥料……智利硝石、石灰窒素、堆肥、厩肥類

有機質肥料の反應は稍々複雜で、大豆粕、綠肥等を土壤に施すと先づ有機酸が出來て酸性を呈するが、次でアンモニアの生成と有機酸の分解とが行はれるから反應は漸次鹽基性に傾く。又血粉、魚肥等のやうに窒素含量の多い有機質肥料では、直ちにアンモニアを生成するので分解の當初から微鹽基性となる。腐熟せる堆肥、厩肥等は稍々鹽基性の肥料であつて、酸性肥料に依る土壤の酸性化を或る程度まで防止し得ることが認められる。

## 文部省推薦映畫

文化映畫 秋 吉 台 二卷

尋常科高學年及中等學校向 寄 生 蜂 一卷 同

村の學校圖書館 二卷 中等學校向

和興の海女 三卷 同

船の科學 一卷 同

子供に遊び場を 二卷 同

劇映畫 晩の進殿 七卷

尋常科高學年及中等學校向 大地に祈る 八卷

若い科學者 十卷 同

昭和十六年三月廿八日印刷

發行者 鳥取縣鳥取市 東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務所支所

